

第9回いわき市契約適正化委員会 議事録署名

- 1 開会年月日
令和6年6月27日（木）
- 2 開会場所
Web会議方式
- 3 出席委員の氏名
猪狩堅一委員（委員長）、阿部順委員、磯崎泰三委員、角田和行委員、
緑川猛彦委員
- 4 概要及び発言内容
別添のとおり

上記内容について、相違ないことを確認したことから、議事録に署名します。

議事録署名委員

緑川 猛彦

いわき市契約適正化委員長

猪狩 堅一

第9回いわき市契約適正化委員会

1 委員会の概要

- (1) 日 時：令和6年6月27日(木) 13時30分～15時00分
- (2) 場 所：Web会議方式
- (3) 出席者：
 - ① 委員
猪狩堅一委員（委員長）、磯崎泰三委員、緑川猛彦委員、阿部順委員、角田和行委員
 - ② 市側
財政部長、契約課
土木部技監、河川課、住宅営繕課
生活環境部長、南部下水道管理事務所
農林水産部長、農林土木課
水道局長、水道局総務課、水道局工務課、南部工事事務所
医療センター事務局長、医療センター施設管理課
- (4) 次 第
 - ① 開会
 - ② 議事
 - (1) 入札・契約の状況について
 - (2) 指名停止の状況について
 - (3) 入札・契約の実績等について
 - ③ その他
 - (1) 次回の日程等について
 - (2) その他
 - ④ 閉会

2 発言内容

【司会(契約課長補佐)】

皆様お揃いですので、ただいまから、「第9回いわき市契約適正化委員会」を開催します。
本日の委員の出席は5名で過半数に達していることから、いわき市契約適正化委員会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第5条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

それでは、事前に送付している次第に従い進めて参りたいと考えておりますが、まず、資料の確認をします。

本日の資料は『次第』、『資料1』から『資料5』ですが、皆様、お手元にございますか。

(委員賛同)

それでは続きまして議事に入りますが、議事につきましては、設置要綱第5条第2項にて「委員長が会議の議長となる」こととしていますので、猪狩委員長よろしくお願いします。

【議長（猪狩委員）】

これより議事に入ります。よろしくお願いします。

はじめに、本日の議事概要に署名する委員について、今回、発注部署からの報告を求める契約事案を抽出した緑川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員賛同)

ご異議ないものと認め、緑川委員よろしくお願いします。

また、議事概要の公表にあたり、これまでも署名する委員と委員長である私が確認した後、市ホームページで公表することとしておりますので、今回も同様にしてよろしいでしょうか。

(委員賛同)

ご異議ないものと認め、そのように決定いたします。

2-(1)入札・契約の状況について

【議長】

最初に、「入札・契約の状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

資料1により説明

(対象案件：市90件、水道局26件、医療センター10件の合計126件)

【議長】

次に抽出された事案について、各発注部署からの報告となりますが、資料2のとおり、緑川委員から事案が抽出されました。

抽出にあたり、緑川委員より意見等がありましたらお願いします。

【緑川委員】

資料2に示した通りです。

【議長】

ありがとうございます。

では、抽出事案に対する報告等をお願いします。

No. 1から4について、土木部より説明をお願いします。

【土木部技監】

私からは、当部が所管するNo. 1から4について説明させていただきます。

まず初めにNo. 1の「緊急水災害対策排水施設整備事業(渋井側)付帯施設工事」については、下好間地区の浸水被害の軽減を図るため、現在施工しておりますポンプゲート施設の整備に伴い、水路のつけかえ等を行う工事を発注したものであり、入札方法は、一般競争入札を行ったものです。

次にNo. 2の「大谷・井戸沢線(井戸沢橋)橋梁長寿命化工事」については、老朽化した当該橋梁を修繕し、長寿命化を図る工事を発注したものであり、入札方法は、一般競争入札を行ったものです。

次にNo. 3の「本庁舎防火設備改修工事」については、建築基準法による法定点検により指摘のあった防火戸や防火シャッターの改修工事を発注したもので、入札方法は、一般競争入札で行

いましたが、応札者がなかったため随意契約に移行したものです。

次に No. 4 の「本庁舎廊下・階段等老朽化対策工事」については、本庁舎の老朽化による廊下及び階段の壁面等の改修工事を発注したものであり、入札方法は、二度の指名競争入札を行いました。No. 3 と同様に応札者がなかったため随意契約に移行したものです。

概要は以上ですが、詳細については担当課長からご説明申し上げますので、ご審議のほうよろしく申し上げます。

【河川課整備係長】

No. 1 は、緑川委員から提出された理由等として、「比較的大きな工事でありながら、参加業者数が 1 者である」とありますが、本工事について、参加事業者への聞き取り等は実施していないため、不参加であった理由については推測となりますが、当該工事が県発注の樋門工事に近接しているため、県工事との綿密な調整が必要になることや、現場代理人や作業員等の人員確保が困難であることなど、事業者側の個別の事情によるものと考えております。

当課からの説明は以上です。
よろしく申し上げます。

【道路管理課長】

No. 2 については、委員からの提出理由として、「契約金額が最低制限価格と同額である」とありますが、まず、公共工事請負費の算出基礎となる積算基準や、積算単価につきましては、福島県のホームページ等で公開がされています。

また、最低制限価格については、その設定基準や設定範囲が公表されています。

さらに、民間における積算ソフトの精度がかなり高いため、応札者は、最低制限価格と同額を算出することは不可能ではないと思われます。

それに加えて、当該工事の落札者においては、応札までに当課が令和 5 年度に発注した橋梁長寿命化工事、14 件のうち、12 件の情報開示請求を行っており、これまでの設計内容を研究し、精度の高い積算をしたものと考えております。

当課からの説明は以上です。
よろしく願いいたします。

【住宅営繕課長】

No. 3 は、委員からの提出理由として、「一般的な防火設備改修工事なのに随意契約である」とされておりますが、当該工事については、参加要件を満たす業者が最大 20 者となる一般競争入札を行い、応札者がなかったため、入札不調となりました。

そのため、防火戸や防火シャッターを現行法に適合させ、施設利用者の安全性の向上を図る観点から、本庁舎における工事で施工実績のある林サッシ工業（株）と、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号を適用し、随意契約としたものです。

続いて No. 4 は、委員からの提出理由として、「一般的な老朽化対策工事なのに随意契約である」とございますが、当該工事是指名競争入札を行い、指名した全 10 者が、入札を辞退し、入札不調となったことから、指名替えをし、2 度目の指名競争入札を行いました。

しかしながら、同様に指名した全 10 者が入札を辞退し、2 度目の入札不調となりました。

そのため、廊下及び階段の壁面等のモルタル剥落防止による施設利用者の安全確保を図る観点から、本庁舎における工事で施工実績のある（株）加地和組と、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号を適用し、随意契約としたものです。

なおこれらの二つの工事が不調となった理由については、一部業者へ聞き取りの結果、いずれの工事も多くが市民が利用する本庁舎の主要な廊下や階段部分の並行利用を前提とした改修工事であったことや、工事の大部分において、休日施工の条件が付されていたため、現場管理や工程調整が煩雑になることや、技術者や作業員の配置などに難が生じることが想定されたため、多くの施工業者が入札参加を敬遠したからだと思います。

土木部からの説明は以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの土木部の説明について、いなかでしょうか。

【阿部委員】

No.1 の資料を見させていただきますと、1 枚目で契約日が 12 月 21 日となっているのに対して、2 枚目で契約予定年月日が 10 月 23 日になっていますが、この期間の差について教えてください。

【河川課整備係長】

最初に記載してある 10 月の方ですが、こちらは落札者が決定した仮契約を行いまして、12 月となっているものは 12 月議会に議案として提出して議決された年月日となっております。

以上です。

【阿部委員】

ありがとうございます。

No.1 についてもう 1 点お聞きしたいのですが、予定価格税込みで 1 億 6600 万なのに総合評価で行わなかった経緯を教えてください。

【河川課整備係長】

当該工事を総合評価としなかった理由については、近年頻発化、激甚化する浸水被害から市民の生命、財産を守ることを目的とした工事であり、早期に災害発生の予防、及び災害拡大の防止を図る必要があるため、いわき市建設工事に係る総合評価方式実施要綱第 2 条により、入札にかかる期間の短い一般競争入札を採用したものです。

以上です。

【阿部委員】

ありがとうございます。

【議長】

その他ございますか。

【阿部委員】

No.2 について、工期が 3 月 13 日から 3 月 29 日となっていますが、7000 万の工事が 2 週間程度で終わるものなのでしょうか。

スケジュール感を教えてください。

【道路管理課長】

井戸沢橋の橋梁長寿命化工事については、入札が年度末に近い 3 月だったことから、入札が決まった後、3 月 29 日に工期を繰越工事として議会に提案し承認いただいた後に、工期を延長して

おります。

【阿部委員】

当初の入札公告の時点では、この2週間という工期で公告されたということですか。
それともただし書きか何かあったのでしょうか。

【道路管理課長】

当初、こちらの工期で公告をした後に、ただし書きで繰越工事の対象とするという形で、入札した業者の方には周知をしています。

【阿部委員】

わかりました。
ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

【阿部委員】

No. 3 について、不調になったので随意契約をしたということですが、8月に公告して不調になり、次が1月に随意契約をしています、その期間は、何か検討されていたということですか。

【住宅営繕課長】

この工事は先ほども申し上げましたが、なかなか応札していただける業者さんがいないということで、まず施工できるかどうかについて聞き取りなどを行ったところです。

その結果、対応が可能ということが確定した段階で入札を行うこととしたので、その期間を十分取ったうえでの執行時期となったものです。

【阿部委員】

検討してる期間があったから、期間があいたということは、理解しました。

No. 3 の一般競争入札で不調、No. 4 が指名競争入札で不調だったということで、この一般競争入札と指名競争入札の違いは発注時に何かあったのでしょうか。

【住宅営繕課長】

まず、No. 3 につきましては、建具工事で、1500 万以上の工事なので、基準に基づき一般競争入札としたものです。

No. 4 につきましては、建築一式工事で、一般競争入札の金額の基準以下だったため、指名競争入札としました。その違いで、一般競争入札と指名競争入札ということになります。

【阿部委員】

ありがとうございます。
私からは以上です。

【緑川委員】

No. 3 と No. 4 について教えていただきたいのですが、契約金額が切りの良い金額になってます。
これはどのように決められたのか、一般的なお話でいいので、教えてください。

【住宅営繕課長】

こちらは契約金額を決めた上で入札を行ったというものではございません。

あくまでも、入札不調になった予定価格をそのまま適用した状態で、随意契約を行った業者さんが、入札を行った結果、この金額となったものでございます。

【緑川委員】

そうすると、業者さんが切りの良い金額で申し出てきたということですね。

【住宅営繕課】

そうです。

入札の結果、この金額で札入れされたということです。

【緑川委員】

わかりました。

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

では、土木部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

土木部は、退室をお願いします。

【議長】

続きまして、No. 5 について、生活環境部より説明をお願いします。

【生活環境部長】

私からは抽出した案件のうち、No. 5「公共下水道 南部処理区内汚水桝設置工事（その 4）」について工事の概要を申し上げます。

この工事につきましては南部処理区内の家屋の新築等に伴って、申請を受けた公共汚水桝を設置するため工事を発注したものです。

入札方法は、指名競争入札により行ったものです。

詳細については担当所長から説明申し上げます。

【南部下水道管理事務所長】

私からは、ご指摘の「最低制限価格と契約金額がほぼ同じである」理由についてご説明いたします。

まず公共工事請負費の算出基礎となる積算基準や積算単価は、福島県のホームページなどで公開されており、最低制限価格については、その設定基準や設定範囲が市のホームページなどで公表されております。

また、多くの業者が情報開示請求をして、設計内容を研究していることに加え、民間の積算ソフトの精度向上もあり、市の設計額と非常に近い額の算出が可能となってきていることから、最低制限価格とほぼ同額の入札も起こりうるものと考えております。

なお、最低制限価格等の漏えい防止対策については、最低制限価格の決定後、鍵付きのロッカーで厳重に管理し、情報管理の徹底に努めております。

説明は以上です。

【議長】

ありがとうございます。
ただいまの生活環境部の説明について、いかがでしょうか。
ございませんか。
では、生活環境部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

それでは、生活環境部は退室をお願いします。

【議長】

続きまして、No. 6 について、農林水産部より説明をお願いします。

【農林水産部長】

私からは、抽出事案のうち当部が所管いたします、No. 6 について説明をさせていただきます。
No. 6「公共災害復旧事業 農地災害復旧工事（北石堂地区）」については、令和 5 年台風第 13 号により、被災した農地を復旧するため、工事を発注したものであり、入札方法は、指名競争入札を行ったものです。

概要は以上ですが、詳細については担当課長からご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【農林土木課長】

「参加業者数が 1 者であり、かつ、落札率が高い」の理由について、本工事の発注はいわき市建設業者選定委員会の審議を経て、指名競争入札を行っております。

業者選定は、市内の土木一式工事に登録があり、施工箇所に近い 10 者を選定しております。

開札の結果、応札者が 1 者であり、落札率が 98.9%となったものです。

本工事については、不参加業者への聞き取り等は、実施しておりませんが、被災した農地を早急に復旧する必要があると、年度末の発注になったことや、同時期にその他の災害復旧工事の発注が重なったことなどから、入札参加者が 1 者となったととらえております。

また、予定価格の算出基礎となる積算基準や積算単価は、刊行物や福島県のホームページ等で公開されており、応札者は予定価格に近い金額を算出することが可能だと思われます。これらのことから、この結果については、適正な事務手続きにより入札を行った結果であるととらえております。

当課からの説明は以上となります。

【議長】

ありがとうございます。
ただいまの農林水産部の説明について、いかがでしょうか。

【緑川委員】

No. 6 について、不参加が多くてということで、初めから参加しないではなく、不参加というのは途中からやめたということだと思いののですが、このようになった原因をもし、ご存知であれば教えてください。

【農林土木課長】

今回の工事については、10 者による指名競争入札で、入札を行った結果、入札をした業者が 1 者で、その他の 9 者については、入札を辞退した状況です。

なぜ、1 者となったかについては、先ほどご説明した通り、年度末の発注で、かなり忙しい時期だったことと、今回、災害復旧工事といった工事であり、農地関係の災害復旧工事以外にも、道路災害復旧工事、河川災害復旧工事、県の工事であったり、通常の工事といったところで、年度末で何かと忙しい時期だったことから、入札を辞退された業者が多かったのではないかと考えております。

【緑川委員】

工期を延ばすようなことはしなかったのですね。

【農林土木課長】

工期につきましては、調書に記載しているとおりです。

調書の 12 ページです。

契約工期につきましては、年度をまたぎ、令和 6 年 5 月 31 日までの契約としております。これは、標準工期として、90 日で設定したところです。

【緑川委員】

ありがとうございます。

【阿部委員】

この農地の災害復旧工事が年明けから 4 件契約締結されていて、いずれも地区ごとに発注されており、これだけが 1 者応札になつてるという状況を一覧で見させてもらっています。

4 件の予定価格を足しても 1 億ぐらいですので、まとめて発注すれば一般競争で勝負できたのではないかと思いますのですが、地区ごとに分割して指名競争入札にした理由があれば教えてください。

【農林土木課長】

今回、4 件の工事というかたちで分割して発注しておりますが、なぜ分割して発注したかと申しますと、農地の災害であることから、耕作者がおり、当然、田んぼの時期もあります。

このことから、早期に農地、水源を復旧する必要があるため、工事を分割して、早期完成を目指したところです。

【阿部委員】

まとめて発注すると工期も長くなるからということなのかもしれませんが。

わかりました。

以上です。

【議長】

他にございませんか。

では、農林水産部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

それでは、農林水産部は退室願います。

【議長】

続きまして、No. 7 から 13 について、水道局より説明をお願いします。

【水道局長】

私からは水道局に係る No. 7 から 13 までを説明させていただきます。

初めに No. 7「郷ヶ丘一丁目配水管（第 158－87 号外）改良工事」については、昭和 47 年に敷設された水道管の老朽化が著しく、漏水や赤水の発生が多く、維持管理に苦慮していたため、工事を発注したものであり、入札方法は、市水道局建設工事に係る一般競争入札実施要綱に基づき、一般競争入札を行ったものです。

No. 8「中岡町配水管（第 295－42 号外）改良工事」については、昭和 48 年に敷設された水道管の老朽化が著しく、維持管理に苦慮していたため、工事を発注したもので、入札方法は、要綱に基づき、一般競争入札を行ったものです。

No. 9「常磐湯本町配水管（第 170－52 号）改良工事（第 4 工区）」については、昭和 7 年に敷設された水道管の老朽化が著しく、維持管理に苦慮していたため、工事を発注したものであり、入札方法は、要綱に基づき、一般競争入札を行ったものです。

No. 10「江名配水管（第 232－41 号外）改良工事」については、昭和 41 年に敷設された水道管の老朽化が著しく、維持管理に苦慮していたため、工事を発注したものであり、入札方法は、要綱に基づき、一般競争入札を行ったものです。

No. 11「市道関連小名浜金成配水管（第 210－38 号）移設工事（仮設）」については、昭和 50 年に敷設された水道管が、市小名浜支所経済土木課発注の道路改良工事の支障となることから、移設工事を発注したものであり、入札方法は、地方公営企業法施行令に基づき、随意契約を行ったものであります。

No. 12「貯蔵品（メーター）修理No.9（φ13・12,600 個）」、No. 13「貯蔵品（メーター）購入No. 16（φ50 たて型・114 個）」については、令和 6 年度に、検定満了で取り替える水道メーターを購入したものであり、入札方法は、いずれも指名競争入札で行ったものです。

概要は以上ですが、詳細については担当課長から、ご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【工務課長】

No. 7「郷ヶ丘一丁目配水管（第 158－87 号外）改良工事」については、抽出理由の「最低制限価格と契約金額が同じである」について、ご説明申し上げます。

先に説明がありました No. 5 と同様な内容です。

公共工事請負額の算出基礎となる積算基準や、設計積算単価等については、水道局ホームページ等で、公開されており、また工事に係る最低制限価格の積算について、直接工事費等に所定の率を乗ずる算出方法を公表しております。

なお、令和 5 年 4 月 1 日以降の入札公告からは、最低制限価格に一定の範囲内で調整を加える運用を廃止しているため、業者が最低制限価格と一致した入札金額を算出することが可能であると考えています。

当課からの説明は以上です。

【南部工事事務所長】

No. 8「中岡町配水管（第 295－42 号外）改良工事」、No. 9「常磐湯本町配水管（第 170－52 号）改良工事（第 4 工区）」、No. 10「江名配水管（第 232－41 号外）改良工事」について、選出の理由の「最低制限価格と契約金額が同じである、またはほぼ同じである」についてご説明いたします。

前述の No. 7「郷ヶ丘一丁目配水管（第 158－87 号外）改良工事」と同様、公共工事請負額の算出基礎となる積算基準や、積算単価については、水道局ホームページ等で公開されています。

また、工事に係る最低制限価格の算出について、直接工事費などに所定の率を乗ずる算出する方法を公表しております。

なお、令和 5 年 4 月 1 日以降の入札公告からは、最低制限価格に一定の範囲内で調整を加える運用を廃止しているため、業者が最低制限価格と一致した入札金額を算出することは可能であると考えられます。

No.8 からNo.10 については以上です。

続いて、No. 11「市道関連小名浜金成給水管（第 210－38 号）移設工事（仮設）」の「参加業者が 1 者であり、かつ、落札率が高いこと」について、本工事は小名浜支所経済土木課発注の後口・永田作線道路改良工事で支障となる給水管を移設する工事であり、期限が設けられていること、仮設道路の建設により、作業スペースに制約があることなど、付近の住民の通行に支障とならないよう、綿密な工程調整を図りながらの施工が必要となります。

このことから、道路改良工事の受注業者と随意契約することにより、複雑な作業工程を一元的に管理することが可能となり、協議などに要する時間の短縮、さらには、経済土木課の規制区域内での作業となることから、交通誘導警備員などの費用縮減が可能となり、経済的にも有意義と認められることから、道路改良工事の受注業者と随意契約しております。

また、予定価格の算出基礎となる積算基準類や、積算単価は水道局ホームページで公開されており、応札者が予定価格に近い金額を算出することは可能であることから、落札率が高くなっているものと思われます。

以上です。

【総務課長】

No. 12 および No. 13 貯蔵品（メーター）修理費並びに購入にかかる案件については、抽出された理由がそれぞれ「落札率が低い」とありますので、一括してお答えいたします。

当該案件においては、予定価格を決定するにあたり、数量やその他条件を示し、取り扱い可否照会を行った上で、取り扱いが可能であると回答のあったすべての事業者から、見積書を徴収し、予定価格を決めているため、実勢の価格に近い金額のものです。入札に際し、落札したいという事業者は、企業努力などにより入札額を低くすることもあるため、落札率が低くなったものと考えるところです。

当課からの説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの水道局の説明について、いかがでしょうか。

【阿部委員】

No. 11 について、道路の拡幅工事によって移設しなければならないということですが、拡幅工

事が発注されるということは、本来事前に用地の問題が解決して、設計も終わっていて、配水管の移設先も事前に決まっているのではないかと思います。

本来はその改良工事が受注される前に移設が完了して、拡幅してくださいという状況にしておくべきではないのかと思っています。

そう考えますと、道路改良工事の受注者が決まってから移設しなければならなくなったという、理屈がちょっと厳しいのかなと思っています。

経済的なことで、削減できるので待っていたというふうに、思ってしまう。本来移設が確定しているのであれば事前に水道局さんで単発で発注すべきではなかったのかなと思うのですが、それはあくまでも、拡幅工事の受注者が決まって、経費削減できるということで、待っていたという理解でよろしいですか。

【南部工事事務所長】

ご指摘の通り、先にできるケースもありますが、今回の場合は道路改良工事をやることにより、移設先の場所が確保でき、そちらに配水管を移設するといった形をとるのが最適だと判断したことから、道路と合わせて発注しました。

【阿部委員】

わかりました。

それであればそのような選定理由も入れておかないと、結局この委員会もそうですけど、事務検証の場では結果でしか判断されませんので、理由の精査はしっかりとお願いします。

以上です。

【角田委員】

No. 8 を例にとってお話をしますが、最低制限価格を当てるのは可能だというのはおっしゃる通りです。前回の委員会でもそのようなことで納得をしています。実際に入札結果を見ると割と皆さんばらけてるなというのがあります。

この配水管の改良工事は、工事価格を積算するのに、割と当てやすいといえますか、現場の状況によるのでしょうか。配水管の長さとかによって、ある程度当てやすいような積算になっているのでしょうかというのが1点目です。

それでもこんなにばらけてくるのはなぜなのか、どの辺りが難しいのかなというのが2点目です。

あとは、最低制限価格で福吉工業さんが落札をされていますが、他にも2者最低制限価格、大倉工業さんと大松興産さんが当てているので、この3者のくじ引きはどんな形でやっていますかというのが3点目です。

【南部工事事務所長】

まず最低制限価格の設定に関しましては水道局の工事に関しては、材料、それから歩掛、そういうもののすべて公表になっているので、正確な数値を出すことは可能だと思っています。

あと工事自体が割とパターン化してるので、積算は可能だというのが1つあると思っています。

3者以外が最低制限価格の金額で札入していないというのは、やはり業者によって、この工事で自分のもうけ分とかを考えれば、これ以上、下にいれることはできないという判断があるのかなと思っています。

3者のくじ引きの方法ですが、電子入札の時点で番号が割り振りになっていて、そちらで決めるといった形です。

以上です。

【角田委員】

わかりました。

長さとか材料は同じですが、それぞれの人件費も儲け分も違うということでの金額の違いということですかね。

電子入札の時点での番号ということですが、それは任意で選べる形になっているのですか。システムのボタンを押すと決定となっているのでしょうか。

【総務課長】

電子入札をするにあたり、事業者は入札の際、くじ引きになった場合を想定してくじの番号、数字を選択しています。

同額の落札者がいた場合には、自動的にくじの番号をプログラムでそれぞれ処理する形で、そのくじの番号を利用してくじ引きを行い、落札者を決める仕組みになっています。

そのため、入札にあたり事業者さんには、あらかじめくじの番号をそれぞれ指定していただいています。

以上です。

【角田委員】

くじが当たるのに、人間の意思みたいなものは関わらないところで公平に決められているという理解で良いですね。

【総務課長】

その通りです。

番号の指定はありますが、それ以外は機械的に自動的に決定するといった状況です。

【議長】

他にありませんか。

【緑川委員】

No. 12 と No. 13 について、予定価格も含め業者さんの入札価格が結構ばらついているといいですか、安いものから高いものまであります。

そういうものなのかということをお聞きしたいです。

結構同じ価格になってしまうものもありますし、こういうふうにはばらつくものもあるのかなと思ったので、コメントお願いします。

【総務課長】

メーターの落札にあたっての金額の設定ですが、この案件ではメーターの総計が 13 ミリと 50 ミリとなっていますが、それ以外にも 20 ミリからそれぞれの口径の入札をこの時点で行っております。

生産にあたって小さいメーターの方を取りたい事業者さん、逆に大きいメーターを取りたい事業者さんっていうのは分かれまして、それぞれがその事業者さんの中で落札したいものを絞って落札している傾向にあります。

また、いわき市だけではなく、水道事業体が全国的にこのメーターの発注を行ってます。

時期的な部分、数的な部分を踏まえて、それぞれが事業者さんごとに、会社の方向性や事業内容、工場の稼働状況なども踏まえていれてきて、その中でどうしても取りたい場合には、落札額が比較的低い価格になるといった状況も今までありました。

いろいろ状況によって変わるところもありますが、予定価格設定時の見積と入札の時、大体の事業者さんが同じぐらいの数字で上げてきます。取りたいといった意思が働いたところは入札額を低めに設定してくることが多い状況です。

以上です。

【緑川委員】

予定価格の計算がちょっと甘いということはないですか。
そんなに引けるなら、本当はもっと安くできるのかなと思ったりもします。
いかがでしょうか。

【総務課長】

予定価格の設定に当たっては、先ほども少し申しました通り受注を希望される、取り扱いが可能と回答があったすべての事業者から、そのメーターに関する見積書を徴収して、その中で一番低い額を設定して予定価格を決めておりますので、一概に高いといった考えはなく、逆に一番安い金額で予定価格を設定しているという認識です。

以上です。

【緑川委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。
水道局の説明はよろしいでしょうか。

(委員賛同)

続きまして、No. 14 から 15 について医療センターより説明をお願いします。

【医療センター事務局長】

当センターが所管するNo.14 からNo.15 について説明をさせていただきます。

はじめに No. 14 の「いわき市医療センター電話交換機改修工事」について、当該工事は当病院の院内スマートホームの更新に伴い、電話交換機への追加機能が必要となったことから行った工事であり、当該メーカーの電話交換機のメンテナンスを担当しているメーカー代理店を選定し、随意契約をしたものです。

次に No. 15 の「閉鎖式保育器」の購入についてです。

当該機器は、新生児の体温管理や、酸素供給などに用いる機器であり、これまで使用していた 2 台の機器が購入から 10 年以上経過して、老朽化し、また、保守期限切れとなったことからそれぞれ更新したものであり、当該機器を選定し、指名競争入札を行ったものです。

詳細については担当課長からご説明いたしますので、よろしくお願いします

【施設管理課長】

No. 14 の「参加業者数が 1 者で落札率が高い」理由についてです。

まず、参加業者数が 1 者の理由ですが、当該電話交換機は富士通製の製品で、その改修には、専用の部品と専門的な技術を必要とすることから、当社製の電話交換機のメンテナンスを担当している同社代理店の富士テレコム（株）いわき支店と随意契約を適用したものです。

次に落札率が高い理由ですが、専門性が高いことから予定価格の設定に対しては業者から参考

見積もりを徴収し、その見積価格を参考に予定価格の設定をしたところです。

その見積もり合わせの結果として高い落札率になったものと考えています。

次にNo. 15の落札率が「非公開」%である理由についてですが、医療機器は専門性が高いことから、納入可能な業者が1者、或いは2から3者と限られてしまうことが多く、予定価格は、納入可能な業者から参考見積書を徴収し、その見積価格を参考に設定しています。

今回は、指名業者2者のうち、1者が予定価格を上回り、当該業者が落札しましたが、その入札結果として、落札率が「非公開」%になったものと考えています。

当課からの説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの医療センターの説明についていかがでしょうか。

【角田委員】

最後の閉鎖式保育器の話ですが、業者選定の理由を拝見すると、登録のある市内、準市内、県内に事業所がある市外業者に対して調査をして、取り扱い可とした回答が全2者ということですが、シバタインテックいわき営業所、渡辺資材販売も調べてみるというわきということで、結果的にいわき市内なのですが、例えば市外県内事業者さんで取り扱い可とされたところはなかったのでしょうか。

【施設管理課長】

今回、シバタインテックは準市内で、もう一つは市内業者で2者のみでございます。

【角田委員】

他の県内の事業者さんはやっていなかったということですか。

【施設管理課長】

そうです。

【角田委員】

わかりました。

【議長】

他にございませんか。

では、医療センターの説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

今回、抽出された15件について、各部署からの説明は以上となりますが、他にご意見等はありませんか。

では、「入札・契約の状況について」は以上となります。

2-(2)指名停止の状況について

【議長】

続きまして、「指名停止の状況について」です。
事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

（資料４により説明）
（計６件）

【議長】

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

【阿部委員】

No. 2 の片倉エンジニアリングについて、福島県から指示処分を受けたとご説明がありましたが、いつごろあったものですか。

【事務局】

こちらについては、福島県から、令和４年９月に指示処分を受けたということですが、昨年の１１月に入札参加有資格者名簿の新規事業者の登録業務をやっている中で、事業者の方から福島県知事より指示処分を受けたと申告があったことから、登録開始となる４月１日から１か月の指名停止措置をしたものです。

【阿部委員】

片倉エンジニアリングは４月以前は登録はなかったとういことですか。

【事務局】

おっしゃる通りです。

【阿部委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。
では、「指名停止の状況について」は以上となります。

2-(3)入札契約の実績等について

【議長】

続きまして、「入札・契約の実績等について」です。
事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

（資料５により説明）

- ①：建設工事は、契約額及び不落率が減少傾向。契約件数は増加。昨年９月の台風１３号に伴う災害復旧事業が影響しているものと考えており、測量設計委託についても同様
- ②：最低制限価格等の設定方法に係る見直し。県に準拠し、最低制限価格を１００円未満切り捨てとし、その端数処理の明確化を行った。）

- (③：総合評価方式における（地域貢献等）配点・評価点の見直し。地元密接した事業者の受注機会の確保の観点から、市内業者の評価点を嵩上げたもの。また、災害時の協力等を促すことを目的に、評価点の嵩上げを行った。）
- (④：資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札の参加制限。関連会社の同一の一般競争入札への参加を制限。)
- (⑤：電子契約サービスの先行導入。令和6年7月契約課での先行導入、令和6年度9月以降に全庁導入予定。)

【議長】

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いいたします。

【阿部委員】

私の方から、総合評価の配点評価点の見直しについてお聞きします。

工事の請負代金額の80%なり50%以上を市内の業者に下請けや資材購入をすれば加点される配点になっていますが、入札手続きの提出時点ではどのような確認方法をされるのかをお聞きしたいのと、その請負金額は当初の契約額という理解でよろしいでしょうか。

まず2点お願いします。

【事務局】

入札時点の確認方法については、参加される事業者さんからの申告といった内容で判定をします。

もう1点の請負金額については、お見込みのとおりです。

以上です。

【阿部委員】

提出される資料は、任意のものですか。

それとも様式を埋めるものですか。

【事務局】

所定の様式に記入をしていただくものです。

【阿部委員】

あと確認ですが、入札に参加するものは関係書類の提出時点で、精度の高い入札価格を算定しなければならないのかなと思ってます。

その50%とか80%以上満たすかどうかと、それに先立って公告から関係資料提出期限までの期間を長く設定するとか、そういう配慮的な措置はとられているのでしょうか。

【事務局】

期間については、総合評価方式は基本的に、入札までの実施期間が長くなる傾向にありますが、基本的には金額によって設定をしているところです。

【阿部委員】

本来、開札の頃までに最終的な入札額を決めればいいのでしょうけど、加点対象になるものがあるということは、関係書類提出の時点までに、これまでになかった必要書類の収集とか、精度の高い入札額を算定しなければいけなくなってくるので、参加者に過度な負担をかけないためにも、これまでより提出期間を伸ばすなどしないと、その手続きが窮屈過ぎて参加したくないとかできないっていう業者が出てくる可能性もあるのかなということを考えると、門を広げておくという意味では加点だけではなく、影響するところにもきちんと配慮をしていただきたいと思います。

ます。

以上でございます。

【事務局】

ありがとうございます。

貴重なご意見を頂戴したと考えていますので、まずは現状の最低限というようなものも含めまして、今後検討していきたいと考えています。

【阿部委員】

資本・人的関係について、これも参加者から申告を求めるとのことですが、発注者側として確認するデータはお持ちなんですか。

【事務局】

こちらについては事前に資本関係・人的関係の状況にある・なしの申告をいただいています。

そちらのデータ集積をして照合をしている状況です。

以上です。

【阿部委員】

ありがとうございます。

④電子契約サービスの導入ということで、導入していくのは結構良いことで、うちの方でも行ってまして、電子契約にすると収入印紙を貼らなくていいとか、そういうメリットが出てきてます。

チラシや営業は契約課で何か事業者に対し広報しているのでしょうか。

以上です。

【事務局】

こちらについては、チラシは配布していませんが、まず事業者の方に対する説明の動画を、市のホームページの方に掲載しています。

また、報道機関等にも投げ込みという形で情報提供してます。

契約課の窓口においてもそういった情報を、掲示するなど周知に努めているところです。

以上です。

【阿部委員】

先ほど言ったように収入印紙がいらないとか、押印もいらなくなるとか、メリットがいっぱいありますので、ぜひ広く宣伝して、電子契約率を上げていってもらえればと思います。

以上です。

【事務局】

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

それでは、「入札契約の実績等について」は以上となります。

3-(1)次回の日程等

【議長】

続きまして、「その他」に入ります。
「次回の日程等について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

第10回の開催については、10月の予定となっております。

日程等の詳細につきましてはこれまで同様、事務局で調整した上で、改めて委員の皆様にご連絡をしたいと考えてますので、よろしくお願いいたします。

また、次回事案を抽出していただく委員につきましては、これまでも輪番制とさせていただいてますので、次は阿部委員にお願いしたいと考えていますがいかがでしょうか。

【阿部委員】

かしこまりました。

【議長】

では、開催の日程等について、事務局で調整をお願いします。

3-(2)その他

【議長】

続きまして、「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

「その他」について、本市の契約制度等を見直すため、委員の皆さまから入札・契約に関する意見等を自由に発言していただきたいと考えています。よろしくお願いします。

【議長】

それでは、委員の皆さまから何か質問あるいは意見等はありませんか。

（意見等なし）

【議長】

以上をもちまして会議は終了となります。

会議の円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

4 閉会

【司会】

以上をもちまして、第9回いわき市契約適正化委員会を閉会します。

皆様、誠にありがとうございました。